

社会福祉法人春寿会 常勤役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春寿会（以下、「当法人」という。）定款第21条の規定にもとづき、役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう常勤とは、当法人の人事労務・財務・運営等の職務を分掌するなど日常的に経営管理に携わる役員の勤務をいう。

- 2 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。但し、施設の職員を兼務する兼務役員を除く。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の本条第1項の職務執行の対価として支払われるものである。
- 4 本条第1項の職務執行に携わらない理事及び監事（非常勤の役員）の報酬は、無報酬とする。

(常勤役員の勤務報酬)

第3条 前条第1項の業務にあたり、且つ第2項に該当する役員（以下「常勤役員」という。）に対しては、別表により、月額報酬を支払うことができる。

- 2 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

(出張旅費)

第4条 常勤役員が、法人業務のため出張する場合は、旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(改正)

第5条 本規程の改正は、理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年9月1日より適用する。

令和4年2月26日より 第2条第4項追加。

令和6年4月1日より、別表改訂。

別表

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等(月額)	300,000円	